

公的個人認証サービスの概要

平成16年1月30日

公的個人認証サービスの必要性

電子政府・電子自治体の実現

- 行政手続のオンライン化（例：パスポートの交付申請、国税の電子申告）
申請・届出等の行政手続が、自宅や会社にいながら、いつでもインターネットで可能。
→ 国民の利便性の向上／行政運営の簡素化・効率化
- 各府省のアクション・プランをまとめた「アクション・プラン2002」
国民と行政機関（国＋地方公共団体）の間の申請・届出等の行政手続：約2万1千手続
→ 2003年度までにほとんど全てオンライン化するとの目標

デジタル社会における課題

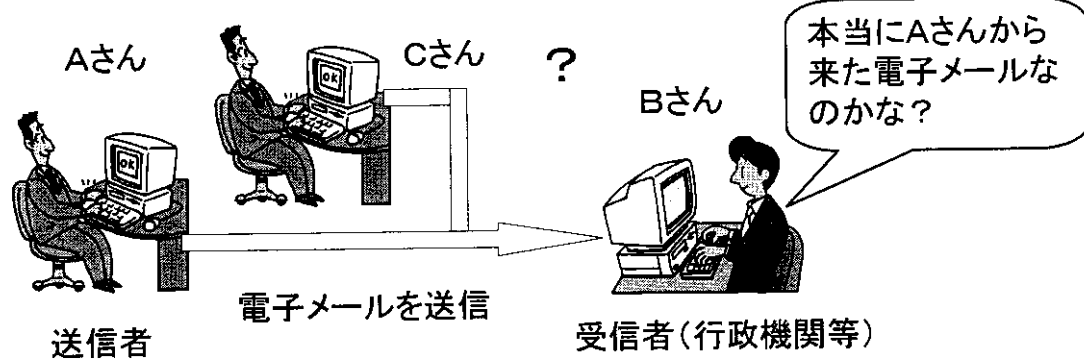
- しかしながら、情報通信ネットワーク上のデジタル社会においては、特有の課題が存在。
 - ・ 成りすまし：文書の作成者を特定することが困難。
 - ・ 改ざん：送信途上でメッセージを書き換えることが容易。
 - ・ 送信否認：送信内容の否認を防止することが困難。

公的個人認証サービス

- デジタル社会の安全な活動を確保しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、
確かな本人確認ができる個人認証サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。
→ 公的個人認証サービスは、これを実現するもの。

デジタル社会における課題

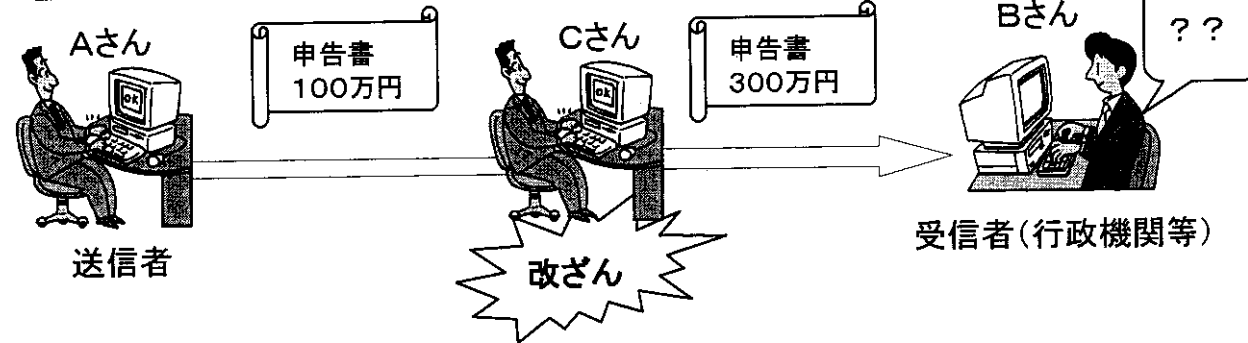
① 成りすまし (←インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難)



※例えば、suzuki@jichiseisaku.co.jp というメールアドレスで、自治政策株式会社鈴木という名義で文書が送られてきたとしても..

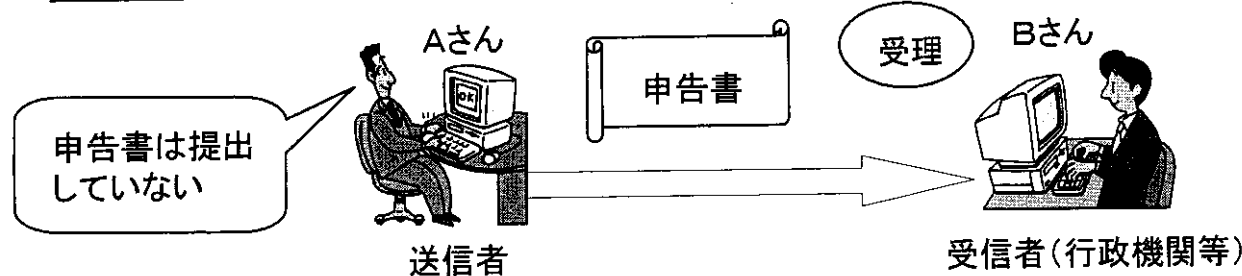
- ・「自治政策株式会社」が実在しないかもしれない。
 - ・「鈴木」さんが実在しないかもしれない。
 - ・第三者が実在する「自治政策株式会社」の「鈴木」さんのメールアドレスを乱用しているかもしれない。
- という疑いが解消できない。

② 改ざん (←送信途中でメッセージを書き換えることが容易)



※デジタル文書は、手書きの文書と異なり、改ざんされても痕跡が残らず、改ざん箇所を発見することは、実際上不可能。

③ 送信否認 (←送信内容の否認を防止することが困難)



※オンラインで送信されてきた申請・届出に基づいて、手続を進行させていたところ、送信者からそのような送信はしていないとの否認をされる危険性がある。

公的個人認証サービスのスケジュール・対象

◇スケジュール:平成16年1月29日にサービス開始。

◇対象:

○当面の予定

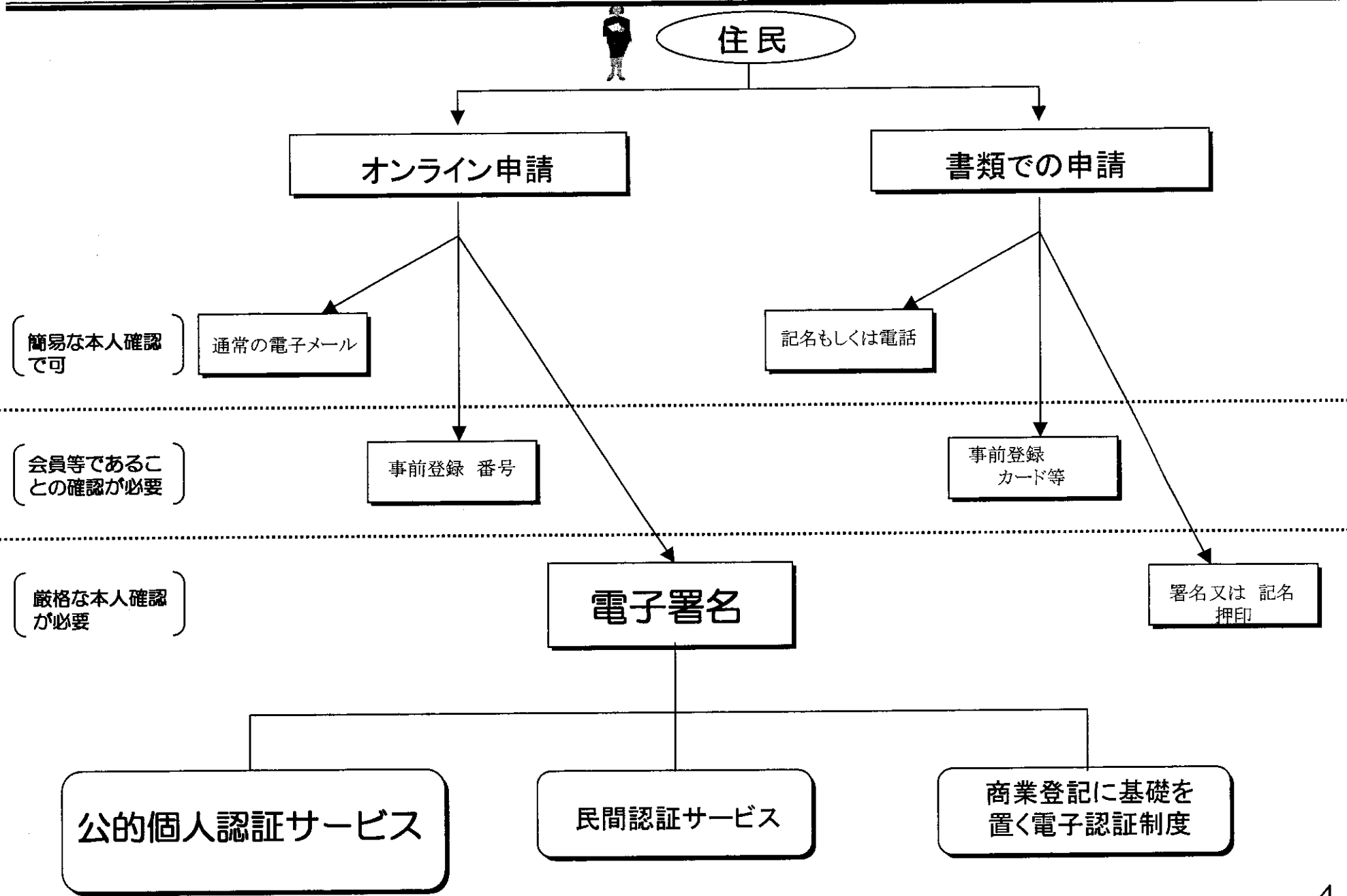
(件数は紙も含めた過去の年間実績＝全国分)

- ・2月2日～ 電子申告(国税庁)【東海4県先行】
:年間約2,000万件
- ・時期調整中 社会保険関係手続(厚生労働省):年間約4,900万件
- ・3月末～ 旅券申請(外務省) :年間約 270万件

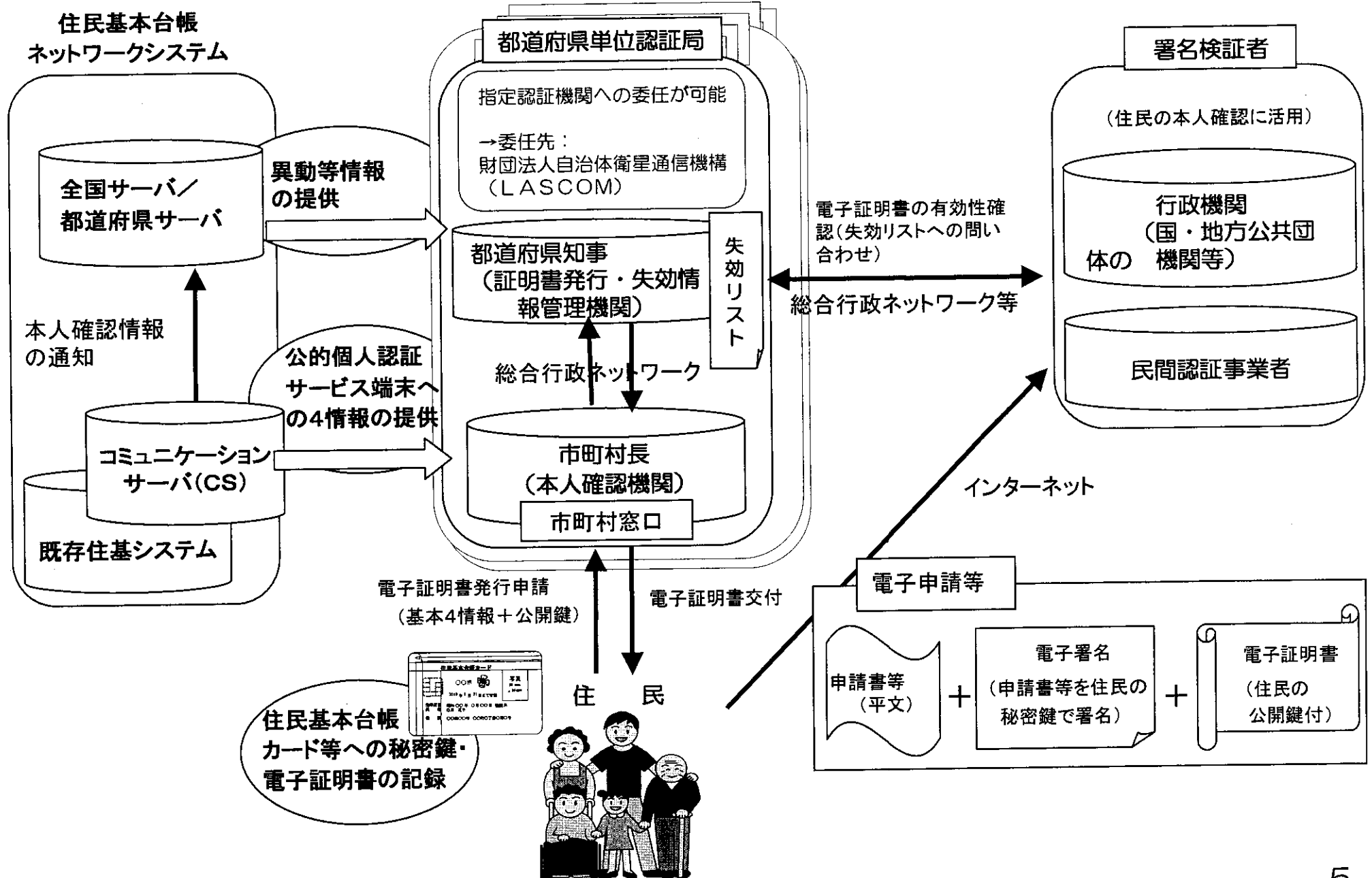
○平成16年度以降

6月より国税の電子申告・納税が全国に拡大されるほか、国の機関の他手続・各地方公共団体の手続が順次追加される見込み。

申請・届出等行政手続の流れ

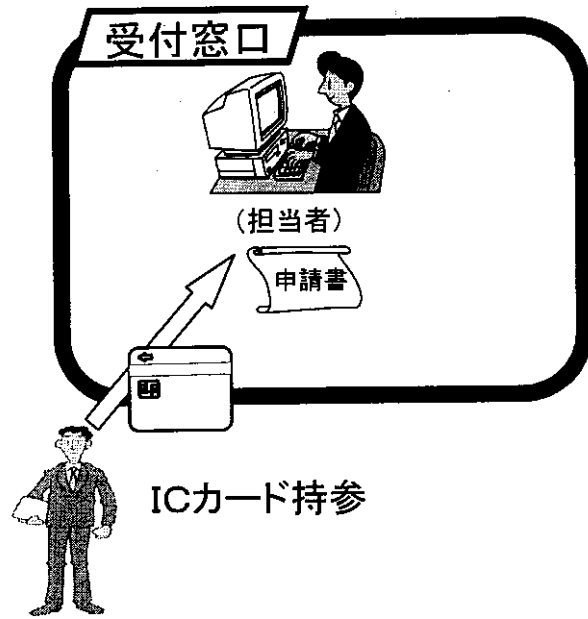


地方公共団体による公的個人認証サービスの概要



電子証明書の発行等の手続イメージ

1. 市町村役場へ行く



2. 受付手続 (申請書提出)

公的個人認証サービス
電子証明書発行申請書
平成 年 月 日

申請者氏名	総務 太郎
ふりがな	そうむ たろう
生年月日	昭和37年 6月17日
男女の別	男
住所	霞が関2丁目1番地2号

※1 氏名、住所の記載表記は、住民票に記載されている漢字を用いてください。
※2 パソコン等で、住民票に記載されている漢字が表記できない場合、申請者が日常パソコン等で使用している代替文字を記載してください。

代替文字	有 ・ ○
指定代替文字	

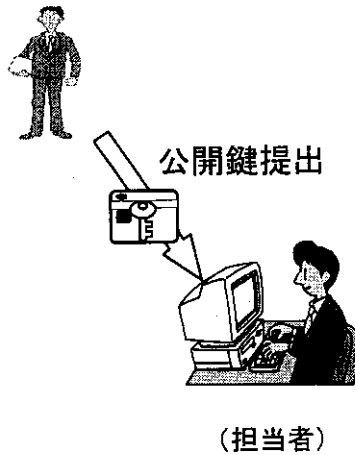
3. 本人確認



4. 本人確認後、住民自身による鍵生成

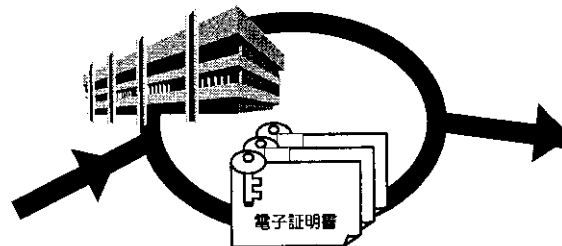


5. 公開鍵提出



6. 証明書発行手続

都道府県知事が発行

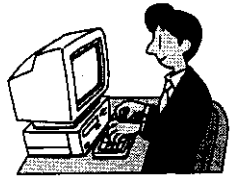
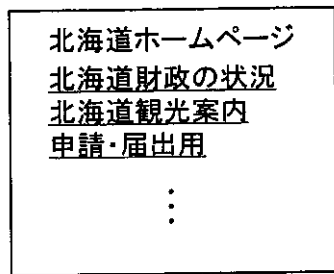


7. 証明書の交付

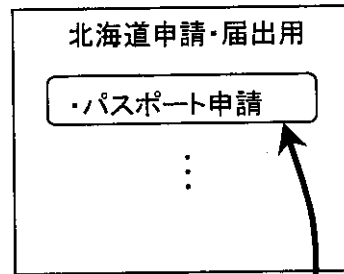


公的個人認証サービスを利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ（1）

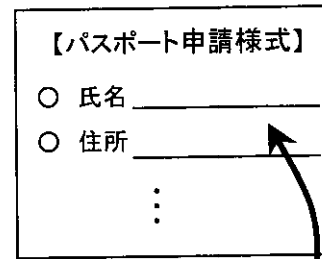
1. 自宅等のパソコンで行政機関等のホームページを開く



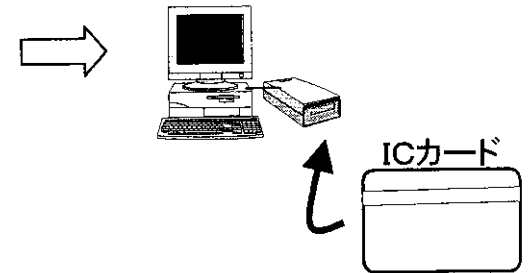
2. 利用しようとする申請・届出等のページを選択し、該当箇所をクリック



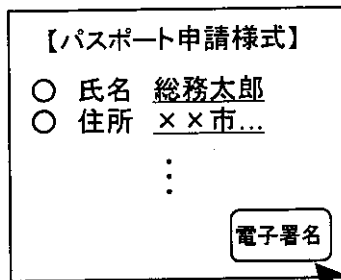
3. 様式に記入



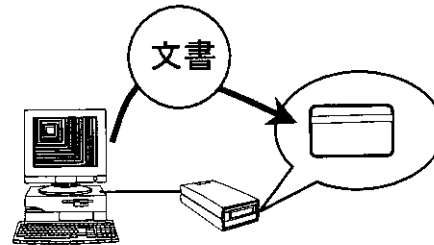
4. 利用者の秘密鍵が格納されたICカードをパソコンに接続されたリーダライタにセットし、秘密鍵を使用するための暗証番号を入力する



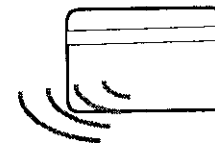
5. 電子署名の該当箇所をクリック



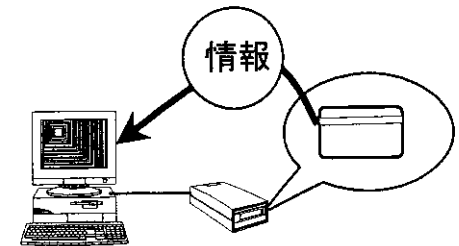
【電子署名の方法】



①電子署名を施すべき文書(デジタル情報)がICカード内に取り込まれる



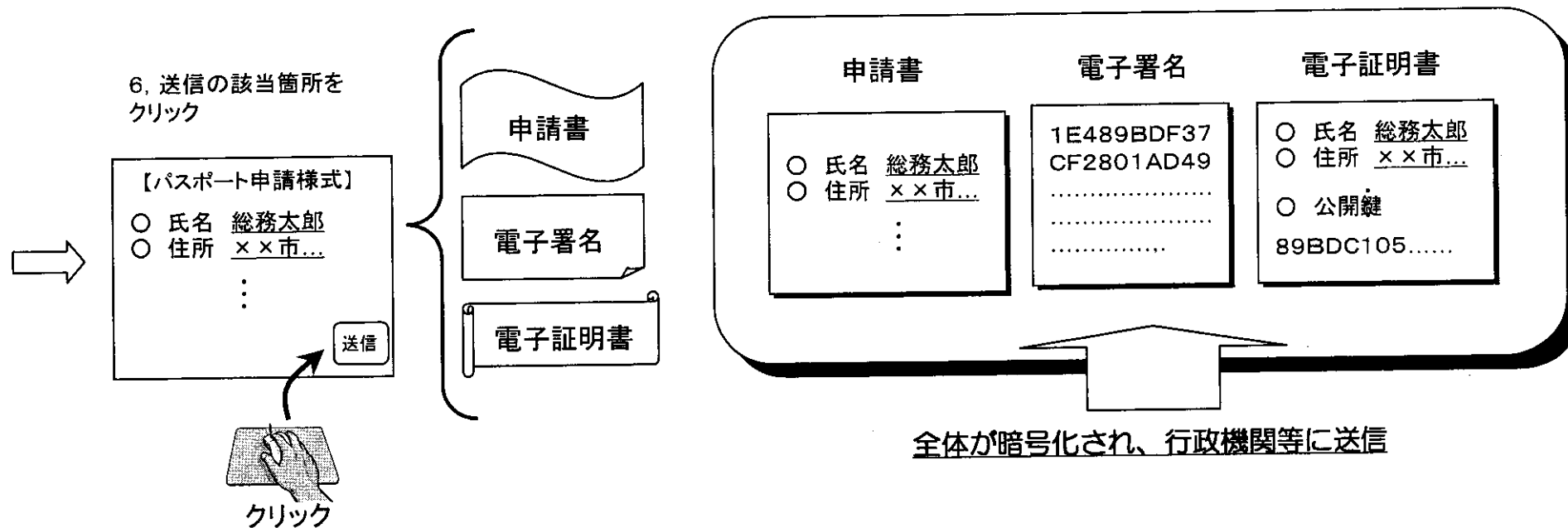
②ICカード内で電子署名の処理(暗号化)が行われる



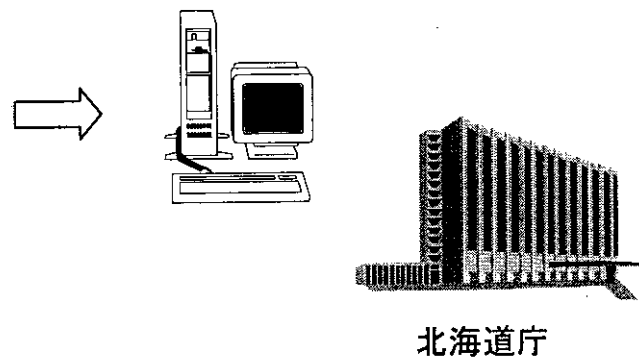
③電子署名が付された情報がパソコン内に取り込まれる

電子署名はICカード内で行われ、パソコン内に秘密鍵のデータが移ることはない。

公的個人認証サービスを利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ（2）

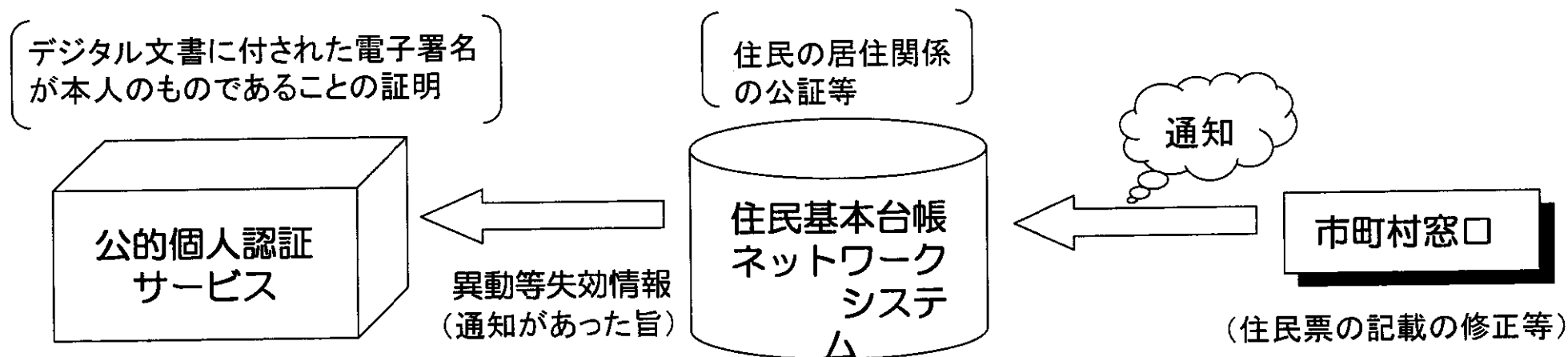


7. 行政機関等のサーバーが受信



- 電子証明書の有効性を確認
- 電子証明書の公開鍵で電子署名を復号し、申請書と照合（自動的に実行）
- 電子証明書の氏名等と申請書の氏名等を照合

公的個人認証サービスと住民基本台帳ネットワークシステムの関係



※ 異動等失効情報とは、住民基本台帳法の規定による本人確認情報について、住所・氏名の変更又は死亡の事実が生じた場合における当該異動等の事実のみをいい、異動等の内容（新しい住所又は氏名等）及び住民票コードを含まない。

なお、この情報の提供を住民基本台帳ネットワークシステムから受けることにより、

- ① 公的個人認証サービスのシステム側で、住所異動等に係る個人情報の収集をせずに適確な失効情報を作成すること、
- ② 住所等電子証明書記載事項の変更があった場合に、利用者及び市町村の担当者は、公的個人認証サービス側には申告を行う必要がなく、利用者の利便性の向上・市町村都道府県の事務の省力化に資すること、
- ③ 失効情報作成の正確性が向上すること、等が可能となる。

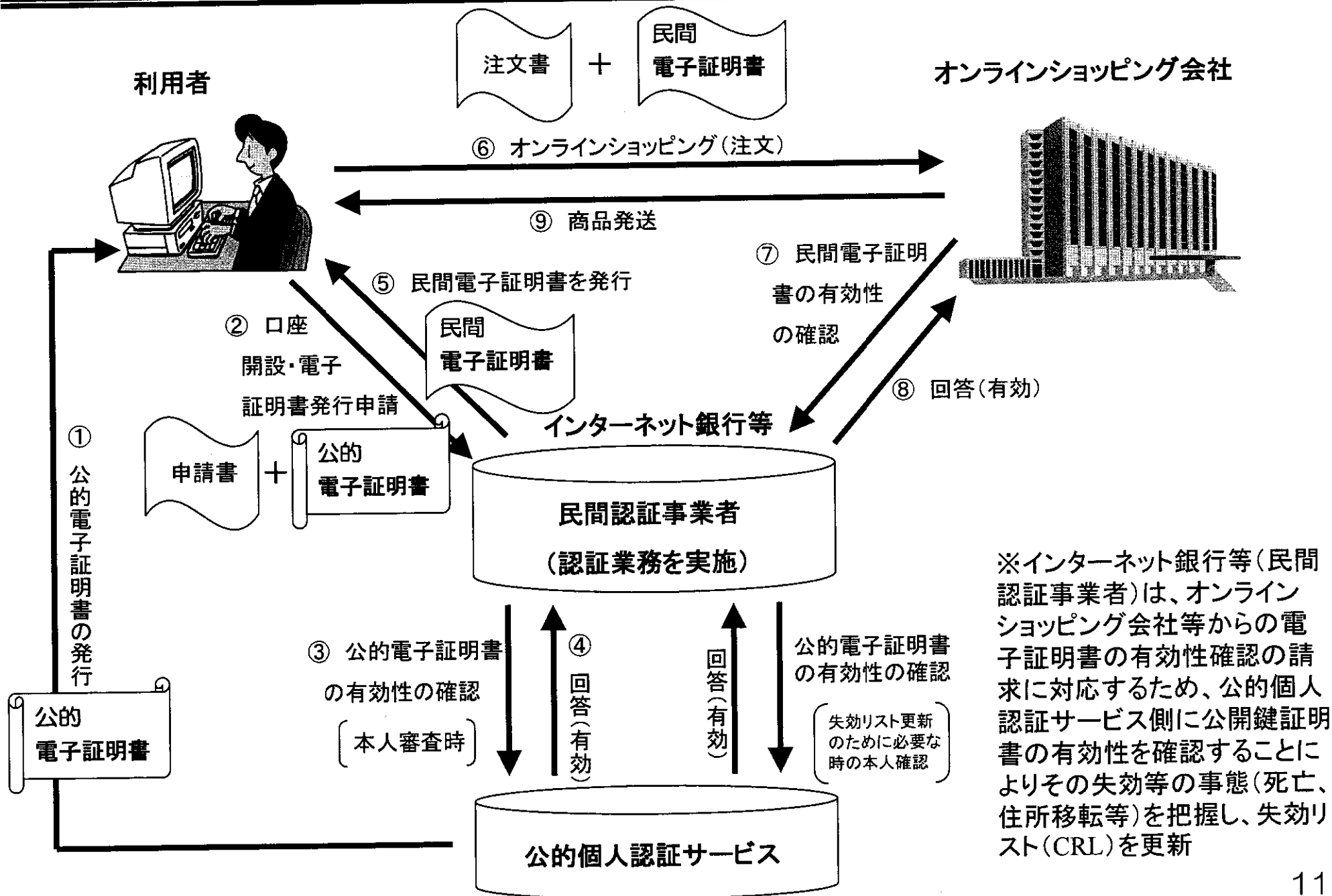


- ・住所の変更
- ・氏名の変更
- ・死亡の事実

電子認証サービスの提供主体など

	①個人としての存在の証明	組織等の一員としての本人の属性の証明		
		②権限・資格	③信用	④その他
公的個人認証サービス (公的電子認証法)	・ <u>全国の市町村の役場・支所において、住民基本台帳データを基礎に本人確認(氏名・住所・生年月日・性別)</u>	/	/	/
民間認証機関によるサービス (電子署名法)	・住民票の写し等の活用により、自社において本人確認 ・ <u>公的個人認証サービスの活用によりオンラインで本人確認</u>	(業務の必要に応じて様々なサービスの提供)		
商業登記に基礎を置く電子認証制度 (商業登記法)	・登記官への登記申請により、本人の氏名、法人の存在(商号、本店)、代表権限の存在を確認	/	/	

民間認証事業者による公的個人認証サービスの利用イメージ



署名検証者の範囲（１）

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条第1項

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等（以下「行政機関等」という。）並びに電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者及び同法第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であって政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者（以下この項において「認定認証事業者等」という。）は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合（認定認証事業者等にあつては、同法第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に限る。）には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

- ①行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等
- ②電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者
- ③同法第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者

署名検証者の範囲（２）

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ニ 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）

ホ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

ヘ 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

ト ニからへまでに掲げる者（へに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長

署名検証者の範囲（3）

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第1条

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団、預金保険機構及び労働福祉事業団とする。

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定認証業務一覧 (平成16年1月16日現在)

特定認証業務の名称	業務を行う者の名称	認定日	認定の有効期限
Accredited Sign パブリックサービス	日本認証サービス株式会社	平成13年 7月13日	平成16年 7月12日
Accredited Sign パブリックサービス2	日本認証サービス株式会社	平成13年10月19日	平成16年10月18日
株式会社日本電子公証機構認証サービスiPROVE	株式会社日本電子公証機構	平成13年12月14日	平成16年12月13日
CECSIGN認証サービス	株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム	平成14年 3月26日	平成16年 3月25日
セコムパスポート for G-ID	セコムトラストネット株式会社	平成14年 7月 4日	平成16年 7月 3日
AOSignサービス	日本電子認証株式会社	平成14年 8月29日	平成16年 8月28日
e-Probatio PS サービス	エヌ・ティ・ティ・メディア サプライ株式会社	平成14年11月20日	平成16年11月19日
TOiNX電子入札対応認証サービス	東北インフォメーション・ システムズ株式会社	平成14年12月10日	平成16年12月 9日
CWJ電子入札対応認証サービス	株式会社サイバーウェイブジャパン	平成15年 1月10日	平成17年 1月 9日
TDB電子認証サービスTypeA	株式会社帝国データバンク	平成15年 2月 5日	平成16年 2月 4日
ビジネス認証サービスタイプ1	日本商工会議所	平成15年 3月12日	平成16年 3月11日
電子入札コアシステム用電子認証サービス	ジャパンネット株式会社	平成15年 4月21日	平成16年 4月20日
信金中央金庫 電子認証サービス	信金中央金庫	平成15年 5月26日	平成16年 5月25日
全国社会保険労務士会連合会認証サービス	全国社会保険労務士会連合会	平成15年 6月10日	平成16年 6月 9日
CTI電子入札・申請届出対応 電子認証サービス	株式会社中電シーティーアイ	平成15年 9月29日	平成16年 9月28日
よんでん電子入札対応認証サービス	四国電力株式会社	平成15年10月 2日	平成16年10月 1日
Accredited Sign パブリックサービス1	日本認証サービス株式会社	平成15年11月 7日	平成16年11月 6日
MJS電子証明書発行サービス	株式会社ミロク情報サービス	平成15年12月 1日	平成16年11月30日
税理士証明書発行サービス	日本税理士会連合会	平成16年 1月16日	平成17年 1月15日